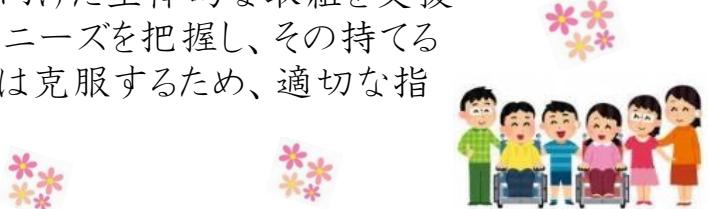


# 流山の \*特別支援教育\*



## 特別支援教育とは…

障害のある児童等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。



## 特別支援教育と合理的配慮の提供

合理的配慮の提供は、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により行政に義務づけられました。

教育における合理的配慮の提供とは、実施に伴う負担が過重でないときに(\*1)、障害のある児童等が、他の児童等と平等に教育を受けられるよう、障害の状態や教育的ニーズに応じ提供する指導や支援を行うことです。

また、合理的配慮を提供するための基礎となる環境整備を基礎的環境整備(\*2後述)といい、基礎的環境整備の充実は、合理的配慮の充実につながるものです。



\*1

実施に伴う負担が過重でないとき：体制面(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約等)・財政面(費用・負担の程度)において均衡を失した、又は、過度の負担を課さないとき

## 流山の特別支援教育

流山の特別支援教育は、相談・理解からスタートする教育的支援を推し進めています。



流山の特別支援教育は、基礎的環境整備を充実させ、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行います。



# 基礎的環境整備 (\*2)

## 1 相談窓口の設置・支援情報の作成

### ★相談窓口の設置：全ての小中学校へ特別支援教育コーディネーターを配置しています。

特別支援教育コーディネーターは、保護者からの相談窓口となり、関係機関との連絡・調整を行うために、全ての小中学校へ配置しています。



### ★支援情報の作成：児童等の個別サポートファイルを作成します。

個別サポートファイルは、個別の教育支援計画・指導計画、検査結果等、児童等の支援情報を保存するファイルです。進学、就労などにおける継続的な支援の柱となります。



## 2 連携支援・専門的支援・環境支援・人的支援

### 【連携支援】関係機関が連携して切れ目のない支援を行います。

関係機関とは、主に、医療、福祉機関、児童相談所、保健センター、児童発達支援センター、幼児教育支援センター、保育所(園)・幼稚園・認定こども園、特別支援学校、高等学校をいいます。



### 【専門的支援】専門家による観察・指導・助言を行う体制を整備しています。

専門家とは、教育支援委員会・教育委員会就学担当者等で、障害のある児童生徒への指導に関する知識を有する者です。



### 【環境支援】特別支援学級や通級指導教室を設置しています。

特別支援学級は、障害の種別(知的・情緒・言語・難聴)ごとの少人数学級で、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、一人一人に応じた教育を行います。児童生徒の実態に応じて、交流学級での学習にも取り組みます。

通級指導教室は、通常の学級に在籍し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、週1回程度、通級指導教室で言語指導・情緒指導・学習障害等指導・聴覚指導を行います。



### 【人的支援】学習サポート教員・指導員、千葉県スクールカウンセラーを配置しています。

学習サポート教員・指導員は、通常学級において特別支援教育が必要な児童等を支援します。

千葉県スクールカウンセラーは、小学校3校、全中学校に配置され、児童生徒のカウンセリングを行ないます。

